［2～7　略］	
8	削除
［9　略］	
10	削除
［11・12　略］	
13	削除
14	削除
［15～19　略］	
［2～4　略］	

	(2)　埼玉県さいたま市北区日進町２―1864―10　(49.20)	直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［2～7　同左］		
8	(1)　東京都渋谷区千駄ヶ谷５―24―３　(226.20) (2)　東京都渋谷区元代々木町30―13　(63.80)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度40分21秒東経139度41分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［9　同左］		
10	(1)　埼玉県川越市新宿町５―２―５　(110.80) (2)　埼玉県比企郡川島町大字吉原208―１　(52.00)	北緯35度54分02秒東経139度28分50秒の地点と北緯35度58分15秒東経139度29分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［11・12　同左］		
13	(1)　栃木県那須塩原市中央町６―16　(363.60) (2)　栃木県那須塩原市青木字大輪地原19―７　(448.30)	北緯36度58分23秒東経140度03分17秒の地点と北緯37度00分19秒東経139度59分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　栃木県那須塩原市中央町６―16　(355.30) (2)　栃木県那須郡那須町大字寺子乙字時庭22―１　(348.10)	北緯36度58分23秒東経140度03分17秒の地点と北緯36度58分43秒東経140度04分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度58分45秒東経140度05分01秒の地点と北緯36度58分46秒東経140度05分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度58分47秒東経140度05分12秒の地点と北緯36度58分51秒東経140度05分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［15～19　同左］		
［2～4　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。